

労働契約法案に対する修正案要綱

第一 目的

この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的とするものとする。 (第一条関係)

第二 労働契約の原則

労働契約の原則に、次の二項目を追加すること。

1 労働契約は、労働者及び使用者が、就業の実態に応じて、均衡を考慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

2 労働契約は、労働者及び使用者が仕事と生活の調和にも配慮しつつ締結し、又は変更すべきものとする。

(第三条関係)

第三 労働契約の内容の理解の促進

一 使用者は、労働者に提示する労働条件及び労働契約の内容について、労働者の理解を深めるようにするものとするものとする。 (第四条第一項関係)

二 労働者及び使用者は、労働契約の内容(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。)について、できる限り書面により確認するものとする。 (第四条第二項関係)

第四 労働者の安全への配慮

使用者は、労働契約に伴い、労働者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。 (第五条関係)

第五 労働契約の成立

労働者及び使用者が労働契約を締結する場合において、使用者が合理的な労働条件が定められている就業規則を労働者に周知させていた場合には、労働契約の内容は、その就業規則で定める労働条件によるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の内容と異なる労働条件を合意していた部分については、第十二条に定める場合を除き、この限りでない。 (第七条関係)

第六 出向

出向の定義に関する規定を削るものとする。 (第十四条第二項関係)

第七 期間の定めのある労働契約

使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができないものとする。

(第十七条第一項関係)

第八 その他

その他所要の整備を行うものとする。

